

不当労働行為救済申立てに対する命令の発出について

広島県労働委員会は、次の申立てに対する命令（一部救済）を決定し、令和4年7月1日、当事者に命令書（写し）を交付しました。

1 事件の概要

(1) 当事者

申立人：X組合

被申立人：Y法人

(2) 申立日

令和3年4月1日（3号事件）、令和3年6月25日（5号事件）

（両事件を併合して審査）

(3) 内容

X組合は、Y法人が、X組合に加盟したC組合のA₂組合員に対する①通勤手当の不正受給を理由とした解雇、②脱退強要（3号事件）、C組合のA₁執行委員長に対する③配転命令、④配転命令の拒否を理由とした解雇（5号事件）が、それぞれ不当労働行為に当たるとして、救済を申し立てた。当委員会は両事件を併合して審査した。

(4) 争点及び当委員会の判断

ア 争点①

A₂組合員の解雇が労組法7条1号（不利益取扱い）及び3号（支配介入）の不当労働行為に当たるか。 ⇒ 当たる。

イ 争点②

A₁執行委員長への配転命令が労組法7条1号（不利益取扱い）及び3号（支配介入）の不当労働行為に当たるか。 ⇒ 当たらない。

ウ 争点③

A₁執行委員長の解雇が労組法7条1号（不利益取扱い）及び3号（支配介入）の不当労働行為に当たるか。 ⇒ 当たる。

エ 争点④

Y法人の理事長がA₂組合員へ組合員資格があるのかなどと発言したことが労組法7条3号（支配介入）の不当労働行為に当たるか。 ⇒ 当たらない。

2 命令の概要

(1) 主文の要旨

ア A₁執行委員長及びA₂組合員の解雇がなかったものとして取り扱い、賃金相当額及びその利息相当分を支払うこと。

イ X組合、A₁執行委員長及びA₂組合員に対し、2週間以内に文書を交付すること。

ウ その余の救済申立て（A₁執行委員長への配転命令、A₂組合員への発言に係る救済申立て）を棄却する。

(2) 理由

ア 争点①（A₂組合員の解雇）について

- (ア) 通勤手当の過大受給分を返還していたこと、通勤手当の金額決定及び支給事務を行う理事が2年1月から2月頃までに転居を把握した後も従前の通勤手当を支給し続けていたこと等を踏まえると、就業規則所定の懲戒事由に該当せず、懲戒解雇は合理的な理由を欠く。
- (イ) 解雇に至るまでのY法人の対応には性急さが認められ、また、通勤手当の過大受給を約2年余りにわたって放置してその間何らかの対応を行ったとは認められないこと、A₂組合員が過大受給分を既に返還していることを併せ考慮すると、解雇に相当性は認められない。
- (ウ) 組合活動が活発化してきた時期に懲戒処分を拙速に設置して短期間のうちに処分及んでいる。Y法人の組合活動に対する嫌悪の意思が認められる。
- (エ) A₂組合員の解雇は、同組合員及びC組合を嫌悪し、組合員であることを理由として行われたもので、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に該当する。

イ 争点②（A₁執行委員長への配転命令）について

配転は、業務上の必要性により行われたもので、組合員であることの故をもって行われたものとはいえず、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に該当しない。

ウ 争点③（A₁執行委員長の解雇）について

- (ア) Y法人がA₁執行委員長の配転拒否の意向を知りながら相談があるまで翻意させるための対応をしなかったこと、配転拒否からわずか2日で懲戒委員会が設置され、かつ短期間で処分がされたこと等を踏まえると、解雇は過酷にすぎ、相当なものということはできない。
- (イ) 懲戒委員会の公平性に疑問を生じさせる行為があったことやA₁執行委員長がこれまで懲戒処分を受けたことがないことも踏まえると、解雇は社会的に相当なものとして是認することはできない。
- (ウ) A₁執行委員長を解雇すれば、C組合に大きな打撃を与えることをY法人は十分に認識しており、同執行委員長への強い嫌悪の意思があった。
- (エ) A₁執行委員長の解雇は、Y法人が組合員であることを理由として行ったもので、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に該当する。

エ 争点④（A₂組合員への発言）について

Y法人の理事長がA₂組合員へ組合員資格があるのかなどと発言したことは、審査の全趣旨からすると、脱退強要に当たるものとはいえず、労働組合法第7条第3号の不当労働行為に該当しない。